



広島土砂災害—多数の犠牲者と甚大な被害—政治・行政の責任は重大

住宅再建できるまで被災者支援の拡充を



日本共産党の大平喜信衆院議員は3月20日、災害対策特別委員会で昨年夏の広島土砂災害について質問。多くの犠牲者と甚大な被害が発生したことへの政治・行政の責任をきびしく追及し、被災者が住宅再建できるまでの被災者支援の拡充を国に求めました。質問の要旨を紹介します。

**警戒区域等の指定を怠り開発野放し、砂防ダムの建設も遅れ
二重、三重の政治・行政の責任が問われる「政治災害」だ**

大平議員は、大きな被害があつた広島市安佐南区の緑井地域、八木地域では土砂災害の危険度を調べる基礎調査が終わっていたにもかかわらず、警戒区域等の指定をしてなかつた問題、さらに、国交省が計画していた9基の砂防ダムのうち2基しか着工されていなかつたことを国交省に認めさせたうえで、こう迫りました。

●大平議員 危険地域であるにも関わらず、住宅開発を野放しにし、危険の周知を怠ってきた責任、警戒避難体制整備を怠つ

てきた責任、砂防ダム整備事業の遅れなど二重三重の政治、行政の責任が問われる「政治災害」だと言わなければならない。

○山谷大臣 広島県では、平成11年に土砂災害防止法の契機となつた大規模な土砂災害が発生したが、今回再び甚大な土砂災害が発生したことは大変残念だ。今回の教訓を生かし、再び甚大な被害が生じないよう万全を期したい。

**安全への不安解消と住宅再建の見通し優先
仮住まいの期限は来年8月までに延長を**

年となつてゐる。

大平議員は、災害救助法にもとづく「借り上げ仮設住宅」などの提供期間を広島市が6か月ずつ区切つている問題を取り上げて、来年8月までの延長を求めました。

○山谷大臣 応急仮設住宅の提供期間は最大2年。

広島市は災害救助法の対象

●大平議員 災害救助法の手引きでは、建設型の仮設住宅も民間借り上げの仮設住宅も提供期間は最大2

となる全壊以外にも仮住まいを提供し、一律の取り扱いをしている。（提供期間は）広島県および広島市が、個々の被災者の状況を踏まえ、対応を検討していくものと考えている。



**砂防ダムによる立ち退き補償は将来の資産価値も加味せよ
生活再建支援法の対象拡大、支給額の増額を**

住宅再建の問題で大平議員は、砂防ダム

建設による立ち退き補償の検討、生活再建

支援法の拡充を求めました。

●大平議員 砂防ダム建設に伴う立ち退き補償の査定は、契約時の価値だけでなく、砂防ダムによる安全が確保された将来の資

産価値を含めるべきだ。

●大平議員 砂防事業による地域の安全性の確保についても、（査定）要素の一つ。

●大平議員 生活再建支援法の対象拡大と支給額の最高を500万円に増額を。